

## 祇園町南側諸制度の内容

本制度集の収録内容は、平成24年7月までに制度化された内容を、祇園町における暮らしの作法として制定された「町式目」を総則（第2章）にして、町並み景観の保全・修景（第3章）、業種の規制（第4章）及び防災・防火規定（第5章）に分けて紹介している。京都市の条例等で制定されたものと、協議会が編纂し総会で採択された制度があり、前者のものは2段組、後者は1段組で、体裁を変えて掲載している。

### 第2章 祇園町南側地区町式目

歴史と伝統のあるこの祇園町で協働生活を営んでいく上の暮らしの作法（ルール）を定めたもので、安全・安心を基本に、快適な町の暮らしの環境の維持・増進を願っている。

### 第3章 町並み景観の保全・修景

京都市の景観整備条例に基づき、本地区が歴史的景観保全修景地区に指定されることに鑑み、伝統ある町並みを守り育てるために、制度の新設や地元協定を制定してきた。

第1節の景観協定は、建築物などの軽微な現状変更も地区で協定を結び、その是非の検討を行い、できるだけ祇園町に相応しい町並みづくりに貢献してもらうこと。また、法的な許認可が必要な申請は、民間機関でなく京都市に申請を行うことを定めている。

第2節の歴史的景観保全修景計画制度は、市への承認が必要な行為やその承認要件を定めている。更に、本地区に相応しい歴史的な建築様式が事例的に定められ、その様式で建築等をする場合は、外観部分の工事費に補助金制度が用意されている。

第3節の市街地景観整備条例は、歴史的景観保全修景地区制度が定められている根拠条例で、関係部分を抄録している。

第4節の補助金交付規則は、歴史的景観保全修景地区等で受けられる補助金の額等及びその申請手続きを定めている。

第5節の歴史的細街路にのみ接する建築物の制限は、本地区内で幅員4m未満の道路は、従来2項道路に指定されていて、建築する場合、道路中心から2m後退して建築しなければならなかったのが、3項道路に変更され、1.35mの後退で建築できることとなった。これにより、建築壁面の凹凸が解消され、歴史的な町並みが再現できる。その要件と路線を定めている。

第6節の祇園町南側地区地区計画は、建築物の用途の規制と5節の3項道路沿いの建築物の壁面を道路境界から60cm以上後退し、軒庇下の空間を残すことを定めている。

### 第4章 業種規制

第1節の自主規制している業種は、町式目で定めている作法を具体的に業種を特定して、協議会総会で協定として締結した内容である。

第2節は、3章6節の地区計画（都市計画）に定められている業種を再掲している。

### 第5章 防災・防火規定

第1節の伝統的景観保全に係わる防火上の措置は、南側地区を伝統的景観保全地区に指定し、「伝統的な建造物」の市長認定を受けることにより、室内等の防火性能を強化すること等の要件を満たすことにより、伝統的な外観の普請を可能とするものである。

第2節の消防計画は祇園町南側が定める自主防災規定である。協議会会長が統括防火管理者となり、その指揮のもとに各町内会長が、ブロック防火管理者を務め、消防訓練などを行う。